

ミクロ会計とマクロ会計

——生態会計の構想に寄せて——

合 崎 堅 二

まえがき

さいきん、水資源問題の調査に参加する機会にめぐまれ¹⁾、会計のサービス・エリアの限界（それは同時に拡大の機会をも暗示しているのであるが）といったものを改めて考えさせられる問題にぶつかった。手短かにいえば、こんな問題である。

ダムを建設するばあい、その建設費は通常水道事業体や電力会社等々そのダムの利用者が負担する。そして、たとえば水道事業体では、この負担の対価として獲得したダム使用权を一定年数（たとえば55年）で償却し、この償却費を水道料金に含めて回収する。また、ダムの維持・管理については、年々の管理費・修繕費等はこれまた利用者の負担であり、水道事業体のばあいは、ダム使用权の償却費と同様に、水道料金の一部を構成することになる。

残るのは、ダムそのものの資本維持の問題である。ダムの耐用年数は80年とされているけれども、現在の行政実務のレベルでは、いわゆる減価償却費の計上による資本維持の会計手続はとられていないようである。かつて、愛知用水公団における減価償却問題を取りあげた西川義朗教授が「この種の公団の実体資本維持は、設備資産自体の補修や局部的取替等によって実質的に保たれ、またその費用は、この公団では受益者が負担する建前になっている。……もっとも公団としては、固定資産に対し本来の減価

償却手続を施す必要はなかったものと考えられる。」²⁾といわれているのは、現行実務の考え方を敷衍したものといえるのである。一般的に言えば、会計学の常識からすれば、所与の事業体が費用補償の経済体と規定されるかぎり、これで問題は終りである。

しかし、わが調査グループは、多少ちがった見方をするのである。たとえば、利根川水系とか木曾川水系とかいうような水系別に水の需給システムを考え、このシステムが効率的かつ永続的に運営できるような会計システムを構築し、こうした地域社会会計的会計単位の枠組みのなかで水資源にかんする緊急課題の解決をはかろうと考えるのである。そのひとつの提案は、基金制度の導入である。

まず、先発ダムと後発ダムの間には当然原水コストの較差があるが、最も高い限界的原水コストのレベルで平準化を考えるとすれば、既得の安い原水コストの恩恵をうけている最終受益者は、その恩恵の程度に応じて基金を拠出すればよい。基金拠出額は受益者が依存するダム施設ごとの原水コストにもとづいて算出するが、このばあい、原水コストの較差の原因を物価調整分と開発効率の低下による部分とに分け、前者を均等に、後者を水需要について価格弾力性の大きい受益者に対して累進的に、それぞれ賦課する。このシステムに節水効果をもたせるためである。さて、ダムの資本維持についてこの基金は最も効果的に貢献する。

「拠出された基金は、水需給システムの安定

的かつ永続的な維持のためにシステム全体に帰属すべき資金であって特定事業体に帰属する水道料金の一部と考えられてはならない。従って基金は有利に運用され、基金の取崩しや基金から生じる果実(収益)の用途は、基金徴収経費のほか原則として水資源施設の改築・浚渫・水源林の整備等、システム全体の保全にとって有益な目的に限定されるべきである。すなわち制度に資本維持機能を内蔵させるのである。」³⁾

現行実務とこの原田提案との距離を埋めるには、かなり時間がかかるであろう。しかし、水資源問題の現実は、こうした構想に接近することを切実にもとめている、というのが筆者の感想である。

さて、マイクロ会計とマクロ会計という主題をかかげる本稿の冒頭にあえて水資源問題を取りあげたのは、この問題がまさしくこの主題のもつ現実的な意味をうきぼりにしてくれるからである。この調査の参加者のひとりである河野正男教授が指摘するのもこの点であろう。

「水資源確保の費用を誰にどのように負担させるかは、優れて政策的な問題ではあるが、政策論を展開するためには、その基礎として適切な会計資料が必要である。つまり特定の河川にあるダムの原水コストのバラツキの実態の把握、衡平化および資本維持等の観点より原水コストのバラツキの是正策を提案する場合の諸計算等は、河川流域を一つの会計エンティティとする会計問題である。一方、将来、仮りに、特定の河川流域全体が一つの用水事業体ないし水道事業体のサービス区域とされるようなことがあれば、原水コストの格差問題は、この事業体内の原価計算の問題となろう。この意味で、上下流問題は、マイクロ会計とマクロ会計の接点をなす問題といえる。」⁴⁾

水資源の問題のように国民生活に直結する問題についても、会計のかかわり方にはニュアンスがある。私どもはこの問題を「生態会計」という枠組みにとりいれて考えようとするものであるが、「マイクロ会計とマクロ会計」というテ

ーマは、生態会計を構築するうえで最も基本的な命題のひとつであると考えられるのである。

I. 生態会計の構図

生態会計という講座は、本学経営学部に昭和49年に創設されたものであるが、その名称にふさわしい堅確な理論的枠組みを形成するにはまだ多少時間がかかるといわざるをえない。しかし、全くプランがないわけではない。かつて次のような構図を提示したことがある。

企業やその他マイクロ・レベルのあらゆる経済主体や国民経済が、生態的視点をもって運営されなければならないという現代的状況のなかで、私的資本配分と社会的資本配分の調整によって社会的な生態的バランスを維持するのに役立つ会計データの測定・伝達のシステムを構築しようとする新しい会計領域である。

かような生態的視点の導入は、グローバルな環境破壊の深刻さの反映にほかならないが、問題の焦点は、この生態的視点をどのレベルで適用するかにある。すなわち、端的に公害管理会計として体系化するのか、あるいは、いっそうラディカルに、現在企業社会会計として展開している会計の社会・経済的視点の一步先にある統合的視点としてこれをとらえ新しい会計領域を構想するのか、これが今後の研究課題であろう。さしあたりは、社会的費用の認識・測定・および内部化の問題、企業その他の経済主体の社会責任会計の諸問題、あるいは社会福祉の測定問題を関心領域とする研究が要請されよう。

こうした研究の枠組みを形成すると考えられるいくつかのポイントをあげれば、次のとおりである。

(1) 企業会計=会計という会計観を脱却し、マイクロ会計(家計、企業会計、政府会計、およびその他の非営利団体会計)とマクロ会計(社会会計ないし国民経済計算の諸システム)の二つの会計領域に視野を拡大すること。

(2) マイクロ会計とマクロ会計の連環を形成すること。公害問題を例にとれば、アメリカでは、マイクロ・レベルの家計・企業・政府各部門における公害防除費や公害防除投資は、マクロ・レベルで公害防除支出勘定（GNP計算の補足システム）として集計されている。两会計間のこの連環方式は、最も基本的な原型といえるものであって、企業社会会計の他の分野にも適用されるべき方式であろう。ここでとくに注意しなければならないのは、マイクロ会計における「マクロ的集計に耐える会計数値」の重要性であって、たとえば、アプトの社会的貸借対照表や社会的損益計算書にみられるような過度の帰属計算の採用には慎重でなければならない。

(3) マイクロ会計とマクロ会計のいずれにおいても、従来の「財務報告」に加えて「社会報告」が要求されている現状を踏まえること。マクロ会計のレベルでは、NNWのような「修正社会会計」（貨幣計算）と「社会指標」（非貨幣的統計）の二つの方式による「生活の質」を中心とする社会報告が展開されており、マイクロ会計のレベルでは、企業その他の経済主体の社会的貢献にかんする社会報告が要請されている。生態会計も社会報告の流れに沿って出現した会計領域であり、上述の二つの方式による接近が必要となろう。とくに、そこでは会計と統計との接合の問題がクローズアップされるのである。

(4) マイクロ会計のレベルでは、すでに「会計監査」の制度が確立しているが、社会報告の会計を現実的に制度化するためには「社会監査」の制度を創設しなければならない。

以上のような理論的枠組をもって、流動的な「生態的バランスの維持」の社会的要請に対応してゆこうとするのが、生態会計の構図である⁵⁾。

このプランをたたき台にして、前掲拙稿「生態会計の構図」では、生態会計の基本的視点にかんする、おおよそ次のような現段階的整理を

行っている。

公害管理会計として体系化する方向は、ある意味で生態会計の原点であり、企業社会会計の基礎にある社会・経済的視点を超えて人間の生存そのものにつながるいわば人間的視点に立つ基本的方向である。しかし、ひとたび企業ないし企業会計の枠が介在するばあいには直截的に人間的視点を貫徹することは困難である。そこで、ひとまず「企業の社会的責任」という企業社会会計の枠組のなかに公害管理会計を包括し、企業社会会計の社会的定着を俟ってはじめて社会・経済的視点を超える総合的視点にたつて環境創造を含む高次の生態的問題にとりくむ可能性がでてくるのではないか、というのが当初の予想であった。しかし、日本の現在の社会体制ないし企業体制を所与とするかぎり、公害管理についても社会的責任についても、さしたる情報要求は社会のどこからもでてこないのである。

つまり、企業会計という枠組を考えるかぎり、現段階では、公害管理会計として体系化するみちは生態会計の矮小化につながり、社会・経済的視点を超える統合的視点へのみちは企業社会会計の停滞とその運命をともにするほかないと断ぜざるをえないのである。

こうしたゆきづまりの状況のなかで、水資源問題への会計的アプローチは、生態会計の構想についていかなるインパクトを与えるのであろうか。とりわけ、マイクロ会計とマクロ会計という主題に焦点を合わせるとき、いかなる論点がかびあがってくるのであろうか。

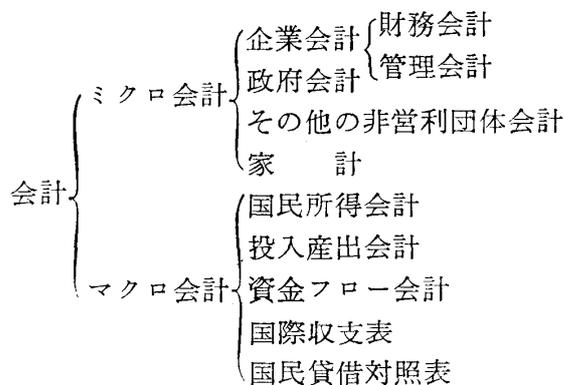
II. 「マイクロ会計とマクロ会計」の会計観

第一の論点とおもわれるのは、やはり会計観の問題であろう。われわれが企業会計＝会計という会計観からの脱却を強調してきたことは周知のところであるが、さきの拙稿は、次のような補足を加えている。

「マイクロ会計とマクロ会計を包括する会計観

の普及はたしかに困難な問題である。会計はいまや客観化された会計原則をもち、これを支える会計士その他の専門家集団をもち、さらにこれに付随する試験制度をも確立している。こうした意味で制度化の進んだ現在の会計の枠内でみぎの会計観を普及させることは不可能にちかいい、といわざるをえない。しかし、私見によれば、今回の調査の実感からいえば、マクロ会計的発想を下敷にすることによって、ミクロ会計レベルにおける企業以外の経済主体に会計の論理を適用することの重要性をいっそう強く認識できるのであって、会計観の転換は、相変らず第一の要請である。」⁶⁾と。

多少解説めくが、「マクロ会計的発想云々」については再度補足する必要がある。いうまでもなく、われわれが「会計」として関心をもつ領域は、図示してみると、次のようなものである。



ミクロ会計は、社会一般に認められた会計原則という社会的な約束のもとに成り立つ会計であり、会計エンティティの性格によって差異があるにせよ、多くの制度的制約をうけている。これに対して、マクロ会計は、基本的には経済理論に依拠する一国の経済計画と経済報告のための会計であり、監査というようなミクロ会計レベルでの制度的制約からは自由である。

したがって、ミクロ会計は、個々の経済主体にかんする制度的な会計処理にその関心を集中せざるをえないが、マクロ会計は個別の経済主体の立場にはとらわれない。たとえば、国民所

得会計を例にとれば、それは、国民経済全体の経済活動を通常、家計、企業、政府、および海外の4部門間の取引としてとらえ、これらの取引を各部門における所得、支出、資本の諸勘定からなる一大勘定体系によって組織的に把握し、こうした数字の集計によって国民所得＝国民生産物を算出する会計である。もちろん、この勘定体系は現実的に存在するものではないが、国民経済全体の経済活動を勘定体系として描写できるということは、そこに会計的思考の機能する可能性が潜在すると考えてもそう不当ではないであろう。

たしかに、ミクロ会計とマクロ会計とは、おなじく会計といっても、明らかに異質のものである。いまのところ、2つの会計に共通する会計の一般理論は確立していない。しかし、この両会計をおなじ会計の属と考えようとする会計観の変遷の過程は、いわゆる「社会会計研究」(会計学の立場から社会会計にとりくむ研究)の歴史のなかに鮮明にとらえられるのである。ここでは、会計観の問題に即してその軌跡を素描してみよう。

「ミクロ会計とマクロ会計」の会計観形成の発端は、英国のブレイ(F. S. Bray)の「経済会計」である。ブレイ理論は、社会会計の原理や様式を企業をはじめとするあらゆる経済主体の会計に導入しようとする試みであり、あらゆる会計エンティティに適用できる標準的勘定体系をデザインすることによってミクロ会計とマクロ会計の勘定的統合を果そうとするものであった。「経済学的諸概念にもとづく新しい会計デザイン」と表現できる構想である。この構想は、現在、プラン・コンタブル・ジェネラルを其軸とするフランス会計の実践のなかに活かされているが、英国では、1957年、スタンプ・マーティン講座の終焉とともに消滅してしまったのである⁷⁾。

まぎれもなく、ブレイ理論は、企業会計と社会会計の勘定的統合という構想のなかに「ミクロ会計とマクロ会計」というテーマを内包して

いたのであるが、この段階では、マイクロのレベルでもマクロのレベルでも、このテーマが顕在化する状況は熟していなかったのである。

「マイクロ会計とマクロ会計」の会計観の形成をいっそう推進したのは、ユー（S. C. Yu）とマテシッチ（R. Mattessich）である。ユーは「マイクロ会計とマクロ会計」の命名者であり、“Microaccounting and Macroaccounting”（The Accounting Review January 1966）のなかで両会計の異同性を分析し、両会計をつなぐオペレーショナルな理論を追究した先駆的研究者である。しかし「マイクロ会計とマクロ会計」の会計観に決定的な基礎を提供したのはマテシッチであった。かれの“Accounting and Analytical Methods”（1964）は、会計に対する公理的アプローチの展開であり、マイクロ会計とマクロ会計に共通する18個の基礎的前提（属性ないし特質）を抽出し、この諸前提の公理系によって会計の数学的構造を提示するという方法で「会計一般」を画定したのであった。

マテシッチ理論の出現によって「マイクロ会計とマクロ会計」は社会会計研究グループの共通テーマとして実質的には定着してきたけれども、上述した研究の経緯が、日本会計研究学会・スタディー・グループの成果である「企業会計と社会会計」（昭和46年森山書店）に集録されているように、外見的には基本的テーマの転換はみられなかったのである。

「企業会計と社会会計」から「マイクロ会計とマクロ会計」への微妙な転換がやや進められたのは、おなじ研究グループの共同成果である「社会会計」（昭和55年体系近代会計学第12巻中央経済社）においてであろう。その序文で、筆者はこの間の状況を次のように述べている。

「……『企業計と社会会計』では、会計学研究の一環として社会会計をとりあげること自体の意味を明かにすることに焦点を合わせ、主として英米の先駆的研究成果の集大成につとめ、〈会計学一般理論への志向〉と〈会計カリキュラムへの社会会計の導入〉という2点に帰結す

る方向を提示するにとどまった。今回は、……社会会計のその後の発展をマクロ・レベルとマイクロ・レベルの両局面でとらえることに重点をおくことにした。マクロ会計については、〈社会会計の展開〉として、新SNAによる社会会計システム、経済開発と社会会計の役割、フランスにおける会計標準化、地域社会会計等5つの問題にしぼって、その現状と展望を明らかにした。一方、マイクロ会計については、〈企業社会会計の動向〉として、まず社会的費用と社会会計のつながりの究明をとおしてマクロ会計のマイクロ会計への投影の必然性をとらえ、社会責任会計、社会監査、企業社会原価計算等、企業社会会計と総称される新しい会計領域の動向を追究した。いずれの論題からも“マイクロ会計とマクロ会計の連環の形成”というテーマが浮彫りされているところに、今回の共同研究の結論があるようにおもう。」

きわめて主観的な見解であるが、ここでもっとも重要なことは「マクロ会計のマイクロ会計への投影」という問題である。マクロ会計レベルにおいてGNP批判から修正社会会計や社会指標がその補正手段として開発され社会報告の方向がうちだされたことはすでに述べたが、このマクロ会計の動向がマイクロ会計に投影することによって企業社会会計が出現したとみるのが会計という筋みちからは穏当な見方だとするのが私見である。そして、この**ぼあい**、マイクロレベルの企業社会会計の感覚で社会会計ということ**ぼ**を使うとすれば、マクロの流れをマクロ社会会計、マイクロの流れをマイクロ社会会計と命名する方がよい。それはほかでもない。企業社会会計を企業の枠にとどめることなく、あらゆる経済主体に社会報告を求めなければならないという社会的要請にこたえるためにも、また公害防除支出勘定にその原型をみいだす両会計の連環の形成という観点からも、当然にでてくる考え方である。そして、ここまでくれば、「マイクロ会計とマクロ会計」はこの研究方向の基本的テーマとして定着したと判断してよいのではな

いか というのが、序文における筆者の感想であった。

しかし、前述した生態会計の基本的視点とのからみでこのテーマの意味を考えてみると、どうも「マクロ会計的発想云々」というところに落ち着くのである。つまり企業社会会計の停滞という現実をふまえ、それがわが国の社会体制や企業体制と深くかかわる問題であることが判明してくると⁸⁾、改めてクローズアップされてくるのは、ミクロ・レベルの企業以外の経済主体の社会報告をもんだいにするまえに、まずこれらの経済主体の財務報告の制度が確立しているかどうか、あるいは会計制度は存在しているか、そこに会計ほんらいの筋がとれているかどうか、その方が先決だ、という論点なのである。「マクロ会計的発想云々」のさきの発言は、卒直に言えば、ミクロ会計とマクロ会計のこれまでの歴史をふまえて会計の体系表をながめてみれば、それが国民経済全体という視点からおのずから浮びあがってくる帰結ではないか、そして、この当然の帰結が会計＝企業会計という会計観からはなかなか出てこないのだ、ということを描しているのである。

「企業会計と社会会計」から「ミクロ会計とマクロ会計」へというテーマの転換が、国民の福祉や市民生活に直結するマクロ社会会計やミクロ社会会計の出現をきっかけに行われたのは、偶然ではない。それは、こうしたニュアンスの社会会計の研究が成功であったか不成功であったかは別として、ともかく会計の発想の基盤が国民や市民のレベルに根を下ろそうとしていることの証左であると考えられるのである。今回の原水コストの調査は、このような線上で生態会計の基本的テーマを探究するひとつの具体的な足がかりになったといえるのである。

III. ミクロ会計とマクロ会計の間

——会計性の問題をめぐって——

第2の論点は、さきの発言のなかの「企業以

外の経済主体に会計の論理を適用することの重要性」にかかわる問題である。

水需給の会計システムの提案者である原田教授は、かような提案の基盤には、ヒックスのいう社会会計と私的会計との間の職能論的な問題が介在することを指摘している。

「社会会計は、社会全体を対象とするという意味においては私的会計と区別されるべきである。同時に、社会会計は経済活動の事後的な記述を役割としているに過ぎず、私的企業におけるのと同様の職能を何ら果していないので、両者は異質の存在であるとする見方も、社会会計の範囲を現行の国民経済計算に限定する限り、あながち否定できない。……異質性を強調する見方の中に、企業会計的な職能こそ会計の本質を語るものであるという主張が含まれているとすれば、社会会計の会計性を支持する立場からは、社会全体を対象とする会計のなかに同様の機能を移植してゆく努力を続けてゆくよりほかはない。……本稿で理念と輪郭のみを示唆した水の社会会計は、現在のところ、イマジナブルな一つの会計に過ぎない。しかしそれは、社会全体の共有財産の合理的な維持運営にとっても、私的会計と同様の職能が不可欠であることを示しているのである。」⁹⁾

原田教授の提案は、ひとつの水系を会計単位と考え、そこに何らかの形の資本管理者としての経営者を想定し、これに対する情報提供機能と、その結果として可能となるシステム維持機能を果す、企業会計とおなじような役割をもつ会計を構想している。これは、リトルトンが会計の原型と考える資本・利益会計の職能をそこに期待することを意味するのである。

リトルトンは、筆者がしばしば言及するように、いわゆる「リトルトン図式」において、次のような会計進化の図式を提示している。



リトルトンが、社会会計を「第3の再発見」とする論理は、次のようなものであった。

「会計の第3の再発見は、ごく最近のことである。この再発見が戦争—不況—戦争の副産物として行われたということは多分単純すぎる表現であるが、しかし、そこには判然とした関連がある。社会会計からえられる情報は、そうした状況のもとでは、公共政策上の重要事項の決定にきわめて有用なことが実証されたので、社会会計という名称を獲得した統計的諸表は、まさしく、ひろい意味での管理的データの範疇に入れられるのである。明らかに、こうしたデータは、その用語の特殊な意味においてのみ“会計”から得られるのであり、その表現の特殊な意味において管理的焦点(administrative focus)をもっている。」¹⁰⁾

リトルトンの社会会計観や「第三の再発見」の論理の解釈についてはかなり迷いながらしばしば論評してきた。しかし、今回の調査の経験からは、こんな結論が出てくるようである。リトルトンが「第2の再発見」である管理会計のなかで、企業会計の管理可能性は連邦政府各部門の管理の改善にも適用可能であることが認められたとこれをとくに強調している点を考え合わせると、かれは、社会会計は会計としては不完全なところ(たとえばストック表とフロー表の統合の不完全さのごとき)もあるが、戦争や恐慌のような非常事態ではある種の管理的データとして役立った実績もあり、社会会計を不完全ながら会計であると考えていたとする解釈を再確認できる ということである。さきの原田提案は、いわば経済学的発想にもとづく新しい会計職能の発見という性格のものであるが、それはリトルトン図式の解釈についても重要な意味をもつと考えられるのである。

国民貸借対照表の社会資本の項目にダムが計上されたとしても、それはダムの現実的な資本維持が考慮されていることを意味しない。それはマクロ会計の目的が専ら経済分析にあるからである。しかも、マイクロ・レベルの政府その他

の公的部門で資本維持の会計手続がとられていないとすれば、ダムの資本維持の問題はそのまま欠落してしまうのである。この欠落をどこでどうして充足するのか、というのがさし当りの問題である。もっとも、そうした資本維持は考えなくともよいという考え方も依然として存在するのであるから、まずその論理をよく突きつめてみる必要があるだろう。しかし、水の問題は、終局的には、地域社会会計的に解決されるべきであり、原型としての資本・利益会計は 地域社会会計→国民経済計算 という方向でゆるやかに浸透してゆくのではないだろうか。

IV. むすびにかえて

最後の論点としては、マイクロ会計とマクロ会計とりわけマイクロ社会会計とマクロ社会会計にかかわる「生活の質」と水資源問題をとりあげたいとおもう。

「生活の質」といわれる問題が、修正社会会計や社会指標とのからみで喧伝されてきたことは周知のところであるが、とくに「生活の質」の測定については貨幣計算はなじまないとする批判にはかなりきびしいものがある。この問題については、社会的費用の貨幣計算による計測について批判的であったK. W. カップのことが傾聴に値いしよう。

「いづれにせよ環境上の損失を貨幣量で表示するために、社会的費用を直接に計算したり、あるいは公害防除の費用やそのために人々が支払ってもよいと考える金額を調べて間接的に社会的費用を計算しようという試みには、どうも賛成しかねる点がある。環境保護の必要性は単にこの時代の社会に必要なものというだけでなく、もっと本質的で物質的な必須条件、たとえば清浄な空気や水、健康さらに精神の安定といった、市場の言葉や貨幣単位で表現できない質のものを含んでいる。だから、これらの要素を貨幣の量で表示しようという試みは、許すべからざる本来の転倒であり、社会的決定の回避に

すぎないように私には思われる。」¹¹⁾

「生活の質」の測定問題も、おなじように、数量化できない要素をこそ「生活の質」と呼ぶのだという批判にさらされている事実は、やはり考慮すべき問題点であろう。「生活の質」を現実に確保するためには、むしろ前項で述べたような会計職能の再確認が先決問題ではないであろうか。今回の調査を通じて痛感されるところである。

前掲「会計」所収の矢部論文は、いわゆる水資源の上下流問題を上下流域住民の「生活の質」の較差としてとらえ、会計が地域社会会計的構想によって水系内の原水コストを平準化しようとするアプローチを、水資源の社会的原価計算による上下流間の「生活の質」の調整という形で把握している。さらに一歩進んで、世代間の「生活の質」の公平な維持のためにはダムの実体的な資本維持について取替原価の採用が、またその計算が実務上困難なばあいでも、少くとも購買力資本維持がはかれることの必要が、提案されている¹²⁾。これらの問題は、前述したように、現行実務とのギャップもあり、急速に結論を出すことはできないが、少くとも「生活の質」の問題を真剣にとりあげようとするれば、こうした提案の検討を急がねばならない社会的現実が目前に迫っていることを実感するのである。

もちろん「生活の質」ということになれば、「水」そのものにかんする諸問題についてもっと幅ひろい検討が必要となろう。そして、そこからまた生態会計にかかわる新しい問題提起がなされる可能性が充分考えられるのである。

生態会計の構想について今回の水資源調査から与えられたインパクトは、かなりのものであった。本稿では、その整理の一環として、調査グループのメンバーの研究成果にふれつつ、生態会計構築の基本テーマである「マイクロ会計とマクロ会計」を中心に若干の論点をとりあげてみた。その深化については他日を期したい。

注

- 1) 昭和57年秋から国土庁の委託による水利科学研究所の「利水合理化調査」を継続的に行っている。参加者は(横浜国立大学)合崎堅二, 河野正男(中央大学)原田富士雄, 矢部浩祥, 小口好昭, (福井工業大学)小関誠三の6名である。昭和58年3月および昭和59年3月にそれぞれ「利水合理化調査報告書」を公表しており, 昭和60年3月には最終報告書をまとめる予定である。
なお, この調査に関連する成果の一端は, 「会計」昭和58年11月号所収の下記4論文を参照されたい。
生態会計の構図(合崎堅二), 水資源問題と地域社会会計(河野正男), 水の社会会計(原田富士雄), 生活の質の測定と社会的原価計算(矢部浩祥)。
- 2) 西川義朗著「改訂公企業会計」昭和54年 国元書房 37頁。
- 3) 前掲原田論文 43頁。なお基金制度の説明は同論文の抄録である。
- 4) 前掲河野論文 29~30頁。
- 5) 黒澤 清編 会計学辞典 昭57年 東洋経済新報社 546頁。
- 6) 前掲拙稿「生態会計の構図」11頁。
- 7) 拙稿「スタンプ・マーティン講座の終焉」「経理研究」(中央大学経理研究所)第5号 昭33年11月。
- 8) この問題については, 拙稿「日本における企業社会会計のあり方」「企業会計」昭和56年11月号を参照されたい。
- 9) 前掲原田論文 45頁。
- 10) A. C. Littleton, "Accounting Rediscovered" (The Accounting Review April 1958), p. 245.
- 11) K. W. カップ「環境の破壊と保護」—K. コーツ編 華山 謙訳「生活の質」所収 昭和56年 岩波書店 37頁。
- 12) 前掲矢部論文 54~59頁。

〔横浜国立大学経営学部教授〕